

苫小牧熱供給株式会社からの 指定旧供給区域熱供給規程の 変更認可申請に係る査定方針について (案)

2023年8月25日 (金)

電力・ガス取引監視等委員会



1. はじめに

2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 原価算定期間

6-2. 需要想定

6-3. 経営効率化

6-4. 人件費

6-5. 燃料費・電力料

6-6. 修繕費

6-7. 設備投資（減価償却費）

6-8. その他経費

6-9. 事業報酬

6-10. 法人税等

6-11. 料金設定等

本資料の位置づけ

- 本資料は、みなし熱供給事業者である**苫小牧熱供給株式会社**が2023年7月に経済産業大臣に対して行った指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る査定方針である。

苫小牧熱供給株式会社の概要

設 立	昭和48年10月
資 本 金	320百万円
従 業 員	30名（令和5年3月末）

変更認可申請地区の概要 （苫小牧市西部地区）

供 給 開 始	昭和51年12月（事業許可：昭和51年10月）
需 要	住宅用：2,680件（令和5年3月末時点）
	業務用： 5件（令和5年3月末時点）
供給熱媒体	住宅用：温水・給湯
	業務用：温水
熱発生機器	ボイラー（天然ガス）

1. はじめに
- 2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ**
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

- みなし熱供給事業者は、規制料金について、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則に基づいて、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを変更しようとするときも認可が必要である。
- また、改正法附則において、経済産業大臣は、申請のあった指定旧供給区域熱供給規程が、以下のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。
 - ① 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - ② 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ③ みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る意見聴取

- 2023年7月24日に、改正法附則第52条第1項の規定に基づき、苫小牧熱供給株式会社が経済産業大臣に対して、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請（以下「本申請」という。）を行った。
- その上で、改正法附則第58条第1項第3号の規定に基づき、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して、本申請に係る意見聴取があった。

【参考】参照条文

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～7 （略）

（熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一・二 （略）

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五十二条第一項の認可をしようとするとき。

四～七 （略）

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
- 3. 規制料金の改定申請の概要**
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

事業者の申請概要

- 本申請は、2022年2月のウクライナ侵略に伴う天然ガス価格の高騰及び当該状況の長期化の可能性などを背景に行われたものであり、申請の概要は以下のとおり。

(単位：千円、単位未満は四捨五入)

項目	前回原価※ ¹ (a)	申請原価※ ² (b)	差引 (b - a)
役員給与・給料 手当※ ³	64,508	62,343	▲2,165
退職金	3,079	2,293	▲786
厚生費	11,588	12,364	776
燃料費	247,598	287,711	40,113
修繕費	2,348	5,017	2,669
電力料	15,287	24,883	9,596
水道料	303	371	68
消耗品費	2,461	2,609	148
賃借料	16,808	2,361	▲14,447
委託作業費	3,309	8,066	4,757
租税課金	5,736	6,918	1,182
貸倒償却	580	488	▲92
雑費	10,469	14,556	4,087
減価償却費	25,779	44,464	18,685
営業費計	409,853	474,445	64,592

項目	前回原価※ ¹ (a)	申請原価※ ² (b)	差引 (b - a)
事業報酬	10,560	12,273	1,713
法人税等	6,417	5,416	▲1,001
原価総額(A)	426,830	492,134	65,304
控除項目(B)	1,566	-	▲1,566
差引料金原価 (A) - (B)	425,264	492,134	66,870

※¹ 前回原価の原価算定期間は2013年12月～2014年11月。

※² 申請原価の原価算定期間は2023年10月～2028年9月であり、数値は5年間の平均値。

※³ 「役員給与」の額は、不開示情報のため、役員給与及び給料手当の合計額を記載。

1か月当たりの熱料金の変動額の試算

- 今回申請の内容に基づいて、標準的な家庭（住宅用）における熱料金の月額を試算した結果は以下のとおり。

需要種別	用途	モデル	現行料金 (税抜き)	値上げ後の料金 (税抜き)	値上げ幅 (値上げ率)
住宅用	需要家平均 暖房・給湯	<ul style="list-style-type: none"> 暖房延べ床面積：52.4㎡ 給湯使用量：2.7㎡/月 	21,305円	29,843円	+8,538円 (+40%)
	暖房・給湯 (給湯最低使用量1.7㎡)	<ul style="list-style-type: none"> 暖房延べ床面積：52.4㎡ 給湯使用量：1.7㎡/月 	19,333円	27,334円	+8,001円 (+41%)
	暖房のみ	<ul style="list-style-type: none"> 暖房延べ床面積：47.6㎡ 	14,521円	20,957円	+6,436円 (+44%)

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※給湯料金には水道預り金が含まれる。

※暖房期間は、10月16日～5月31日まで。上記は、暖房期間中の1か月当たりの料金。

※10月の暖房料金は半額。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
- 4. 規制料金の審査の概要**
5. 査定方針の概要
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の審査の概要

- 規制料金の改定申請の審査では、当該料金が、指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（平成28年3月制定）に則って算定されていることを前提として、指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（平成28年3月制定）に照らして妥当なものか確認した。

【参考】参照条文①

電気事業法等の一部を改正する等の法律（改正法）附則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～7（略）

指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第52条第1項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第3項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

（1）総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、

2. に定めるところにより算定するものとする。

（2）総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2及び様式第3に整理するものとする。

【参考】参照条文②

指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）

第1章 総則

1. 基本方針

- (1) 改正法附則第5 2条第2項に規定する基準による同条第1項の指定旧供給区域熱供給規程の認可に当たっては、この要領に従って審査するものとする。
- (2) 総括原価は、改正法附則第5 2条第2項第1号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なもの」となるよう別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」（以下「算定要領」という。）に基づき適正に算定しているか否かにつき、次章1.の規定により、指定旧供給区域ごとに審査するものとする。
- (3) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、改正法附則第5 2条第2項第2号の「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」及び同項第4号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」に該当するよう、算定要領に定める方法に基づき適正に算定要領様式第4第2表の熱料金総括表料金表（以下「料金表」という。）に記載しているか否かにつき、次章2.の規定により指定旧供給区域ごとに審査するものとする。

2. 審査の結果の取扱い

審査の結果、申請された指定旧供給区域熱供給規程について補正の指摘をした場合にあっては、当該事業者が当該指摘に基づいて適正に補正したと認められるときは、当該申請に係る料金を認可することとする。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
- 5. 査定方針の概要**
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

査定方針の概要①

項目	査定の主な考え方
原価算定期間	<ul style="list-style-type: none"> 原価算定期間の設定について、料金算定要領では「1年間を単位とした将来の合理的な期間」とされている。その上で、原価算定期間を5年間と設定することは、今後の需要想定を踏まえたものであり、合理的な範囲と考えられる。
需要想定	<ul style="list-style-type: none"> 需要想定について、合理的でない根拠に基づいた算定は確認されなかった。
経営効率化	<ul style="list-style-type: none"> 常勤取締役の削減、社員の定期昇給の凍結などの経営効率化の取組を行っていることを確認した。
人件費	<ul style="list-style-type: none"> 役員給与について、国家公務員の指定職の給与水準と比較して、適正な水準である。 給料手当について、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値を基本に、電気業・ガス業・水道業の平均値の水準と比較して、適正な水準である。 退職金について、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）の水準と比較して、適正な水準である。
燃料費・電力料	<ul style="list-style-type: none"> 燃料費は、北海道地域のガス小売事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。 電力料は、北海道地域の小売電気事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。
修繕費	<ul style="list-style-type: none"> 直近5年間の実績に基づいて算定した水準（修繕比率などを基に算定）と比較したところ、当該水準を下回っていることから、適正な水準である。

査定方針の概要②

項目	査定の主な考え方
設備投資 (減価償却費)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>導管</u>について、熱供給区域図上で、過去の導管工事履歴や供給導管修理計画を参照し、必要な工事費の見積が、過去の類似工事の費用実績に基づき合理的に算定されていることを確認した。 • 減価償却費について、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみ織り込まれていることを確認した。また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者がこれまで同種の設備に採用してきたものと概ね同様であり、定率法及び定額法により適正に算定されていることを確認した。
その他経費 (消耗品費等)	<ul style="list-style-type: none"> • 熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれていることを確認した。 • 熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、町内会への寄付金等）が織り込まれていないことを確認した。
事業報酬	<ul style="list-style-type: none"> • <u>レートベース</u>について、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれていることを確認した。 • 事業報酬率について、ガス事業における値（経済産業大臣告示）を用いており、適正に算定されている。
法人税等	<ul style="list-style-type: none"> • 法人税等について、事業報酬額を基に算定しているが、当該事業報酬額に他人資本報酬額が含まれているところ、他人資本報酬額は借入金に対する支払利息に相当するものであることから、法人税等の算定の基礎から、他人資本報酬額分を減額する。
料金設定等 (レートメイク)	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の料金改定申請の主たる要因が、燃料費の高騰であることを踏まえて、業務用温熱料金の基本料金は据え置くことが適切である。 • 業務用給湯料金及び凍結防止等料金については、前回の料金改定（2013年）以降、契約実績が無く、今回廃止となっているが、需要が見込まれないことから、廃止することは妥当である。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

原価算定期間（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 原価算定期間の設定は合理的か。

【審査の結果】

- 今回申請では、原価算定期間を5年間（2023年10月～2028年9月）としている。その理由について事業者を確認したところ、2026・27年度に、供給先である苫小牧市営住宅の一部で、用途廃止・解体が予定されており、需要の減少などの影響も考慮して設定したとの説明があった。
- 原価算定期間の設定について、料金算定要領では「1年間を単位とした将来の合理的な期間」とされている。その上で、原価算定期間を5年間と設定することは、今後の需要想定を踏まえたものであり、合理的な範囲と考えられる。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第5 2 条第1 項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第3 項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1 年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

- （1）総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、
 2. に定めるところにより算定するものとする。
- （2）総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2 及び様式第3 に整理するものとする。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定**
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

需要想定の概要

- 今回の料金改定申請における**需要家の状況**及び**年間販売熱量**は以下のとおり。

項目	現行原価※ (A)	実績値見込 (2022.10 ~2023.9)	申請原価（原価算定期間）						増減 (B/A)	
			2023.10~	2024.10~	2025.10~	2026.10~	2027.10~	5年平均 (B)		
需要家の状況 (件数)	住宅用（温熱）	2,600	2,218	2,218	2,218	2,148	2,076	2,076	2,147	82.6%
	住宅用（給湯）	2,460	2,130	2,130	2,130	2,059	1,986	1,986	2,058	83.7%
	業務用（温熱）	6	5	5	5	5	5	5	5	83.3%
	合計	5,066	4,353	4,353	4,353	4,212	4,067	4,067	4,210	83.1%
年間販売熱量 (GJ)	住宅用（温熱）	85,478	76,307	76,307	76,307	73,908	71,403	71,403	73,866	86.4%
	住宅用（給湯）	16,892	14,978	14,978	14,978	14,510	13,995	13,995	14,491	85.8%
	業務用（温熱）	2,969	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	3,256	109.7%
	合計	105,339	94,541	94,541	94,541	91,674	88,654	88,654	91,613	87.0%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間は2013年12月～2014年11月。

需要想定（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 需要種別の需要（住宅用（温熱・給湯）、業務用（温熱））の想定に当たって、合理的でない根拠を用いていないか。

【審査の結果】

- 集合住宅の件数（供給戸数）については、直近実績値及び見込み値をベースとして、苫小牧市営住宅整備計画を反映し、集合住宅（苫小牧市営住宅）の用途廃止・解体による減少を踏まえたものとなっている。また、年間販売熱量については、1戸当たり年間販売熱量の直近実績値及び見込み値に、前述の供給戸数を乗じて算定されている。
- 業務用の需要については、直近実績値及び見込み値に基づき算定されている。
- 上記を踏まえ、需要想定について、合理的でない根拠に基づいた算定は確認されなかった。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化**
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

経営効率化（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 申請事業者は、経営効率化の取組を行っているか。

【審査の結果】

- 以下のとおり、経営効率化の取組を行っていることを確認した。
 - 常勤取締役の削減（役員数2名⇒1名）
 - 時間外作業費の削減を目的としたフレックスタイム制度導入（2021年9月～）
 - 社員の定期昇給の凍結（2022年度）
 - 巡回車の削減（5台⇒4台）
 - 給湯メーターのリース契約の廃止・自己資産化によるコストダウン

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費**
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

人件費の概要

- 人件費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- **役員給与**については、**常勤取締役1名分**を原価に計上している。
- **給料手当**については、2023年4月時点の**実績値を基に、給与規程に則った昇給**（毎年4月）**を見込んで算定**されている。
- **退職金**については、原価算定期間に必要な自己都合による退職金要支給額（2028年9月引当額と2023年9月引当額との差）を算定し、**要引当額が退職給付費用として計上**されている。
- **厚生費**については、**法定厚生費**（健康保険料、厚生年金保険料等）と、**一般厚生費**（健康診断費、被服費、社宅費）が、**実績値を基に算定**されている。

（単位：千円）

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
役員給与・ 給料手当	64,508	68,781	76,834	72,760	62,343	96.6%
退職金	3,079	5,028	2,602	3,759	2,293	74.5%
厚生費	11,588	13,430	14,999	13,926	12,364	106.7%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間は2013年12月～2014年11月。

※「申請原価」：原価算定期間（2023～27年度）の5ヶ年平均値。

※「役員給与」の額は、不開示情報のため、役員給与及び給料手当の合計額を記載。

関係法令における規定（人件費）

- 役員給与・給料手当等の人件費については、料金算定要領において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

① 労務費（役員給与、給料手当、退職金、雑給及び厚生費をいう。以下同じ。）

労務費は、原価算定期間期首における支出予定額又は原価算定期間の開始の直前における支出額の実績及びこれらの額の原価算定期間中の変動を勘案して算定した適正な額とする。

②～⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬（略）

(3) 控除項目（略）

人件費（審査における論点）

【役員給与】

- 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較して適正な水準であるか。

【給料手当】

- 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）を基本に、電気業、ガス業及び水道業の平均値と比較して適正な水準であるか。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考とする。

【退職金】

- 人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）と比較して適正な水準であるか。

【法定厚生費】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス業・水道業等における健康保険組合の事業主負担割合と比較して妥当であるか。

人件費（審査の結果①）

【役員給与】

- 役員給与について、国家公務員の指定職の給与水準の平均以下になっているところ、当該水準と比較して、適正な水準である。

【給料手当】

- 給料手当について、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値を基本に、電気業・ガス業・水道業の平均値の水準以下となっているところ、当該水準と比較して、適正な水準である。

【参考】国家公務員指定職の年収概算（経済産業省試算）

	指定職俸給表8号俸 (事務次官等)	指定職俸給表6号俸 (外局の長官等)	指定職俸給表4号俸 (内部部局の長等)	単純平均
年収概算	2,317万円	2,041万円	1,765万円	2,041万円

【参考】試算値：2022年「賃金構造基本統計調査」に基づく従業員1人当たりの年間給与水準

(単位：万円)

申請額	試算値	全産業・正社員・ 10~99人	3公益業種平均（各事業者補正值）				地域補正※
			電気	ガス	水道	平均	
407	433	414.5	517	406	412	445	1.008

※消費者物価指数（2021年度）を用いた数字。

人件費（審査の結果②）

【退職金】

- 退職金について、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）の水準以下となっているところ、当該水準と比較して、適正な水準である。

【法定厚生費】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であるところ、従業員については、下限の50%で原価算入されており、妥当である。また、役員については、事業主負担割合が現在62%となっているが、原価算定期間内に下限の50%に到達するという内容で原価算入されており、妥当である。

【参考】原価算入した退職給付水準と人事院・中央労働委員会の調査における企業平均値との比較

原価算入した退職給付水準	(A) と (B) の平均値 (1人当たりのメルクマール)	(A)	(B)
		人事院調査 (R3) 【50人以上100人未満】	中央労働委員会調査 (R3) 【定年】
1,664万円	1,885万円	1,759万円	2,010万円

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料**
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

燃料費・電力料の概要

- 燃料費・電力料の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- **燃料費**については、ボイラーの燃料となる**天然ガスの購入費用**であり、ガス小売事業者との契約単価等に基づく直近実績単価により算定されている。
- **電力料**については、ボイラー・付属機器・搬送動力に必要な**電力の購入費用**であり、小売電気事業者との契約単価等に基づく直近実績単価により算定されている。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
燃料費	247,598	146,130	200,483	307,802	287,711	116.2%
電力料	15,287	17,972	18,133	24,313	24,883	162.8%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間は2013年12月～2014年11月。

※「申請原価」：原価算定期間（2023～27年度）の5ヶ年平均値。

関係法令における規定（燃料費・電力料）

- 燃料費・電力料については、料金算定要領において、**実績値等を基に算定**することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

- ① 略
- ② 燃料費、電力料及び冷温熱購入費
燃料費、電力料及び冷温熱購入費は、原価算定期間の開始の直前におけるこれらの額の実績又は原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値に時価を基礎とする適正な単価をそれぞれ乗じて算定した額とする。

③～⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等**につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

- (2) 事業報酬（略）
- (3) 控除項目（略）

燃料費・電力料（審査における論点・審査の結果）

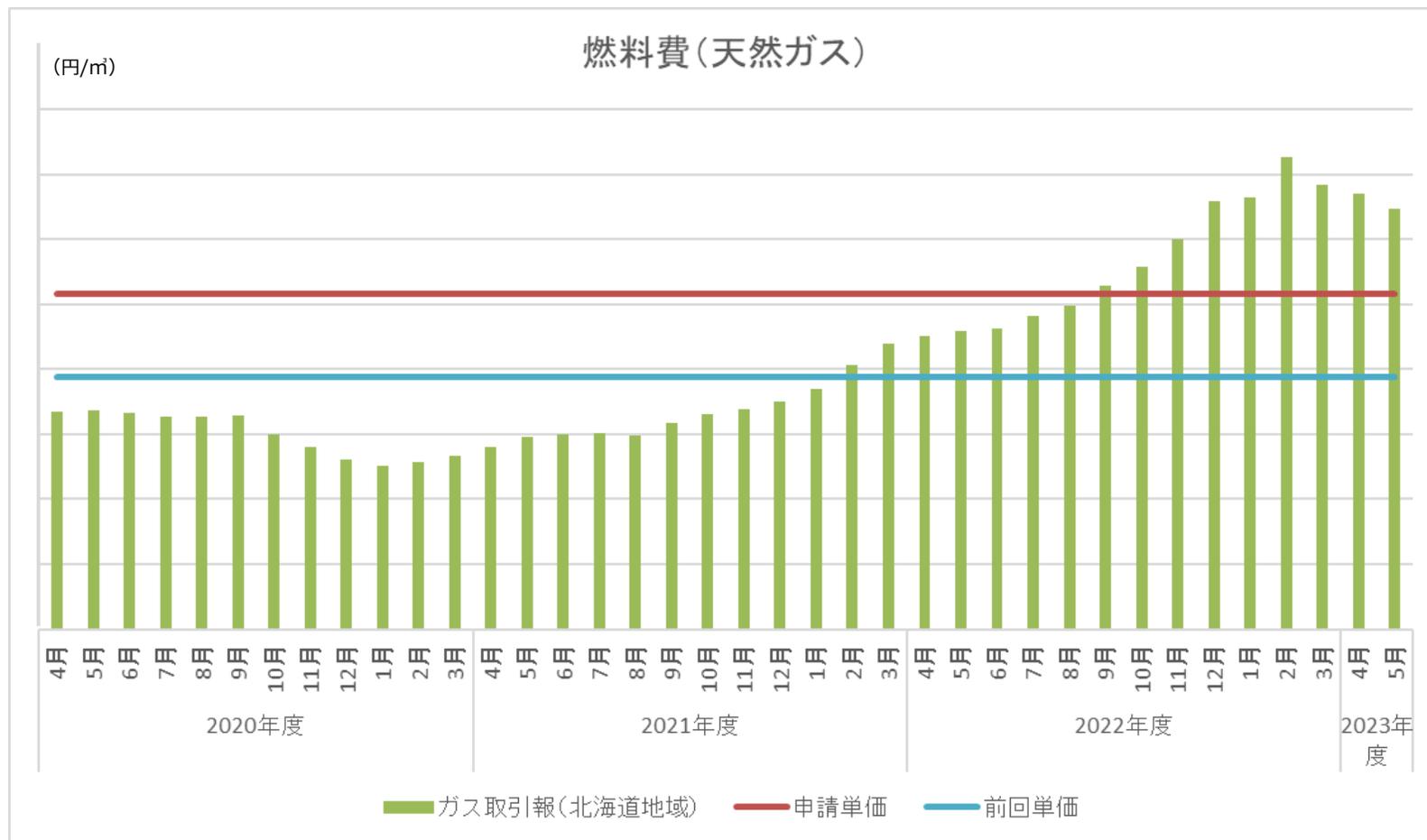
【審査における論点】

- ガス小売事業者及び小売電気事業者からの相対購入価格が、他の小売事業者と比較して適正な水準であるか。

【審査の結果】

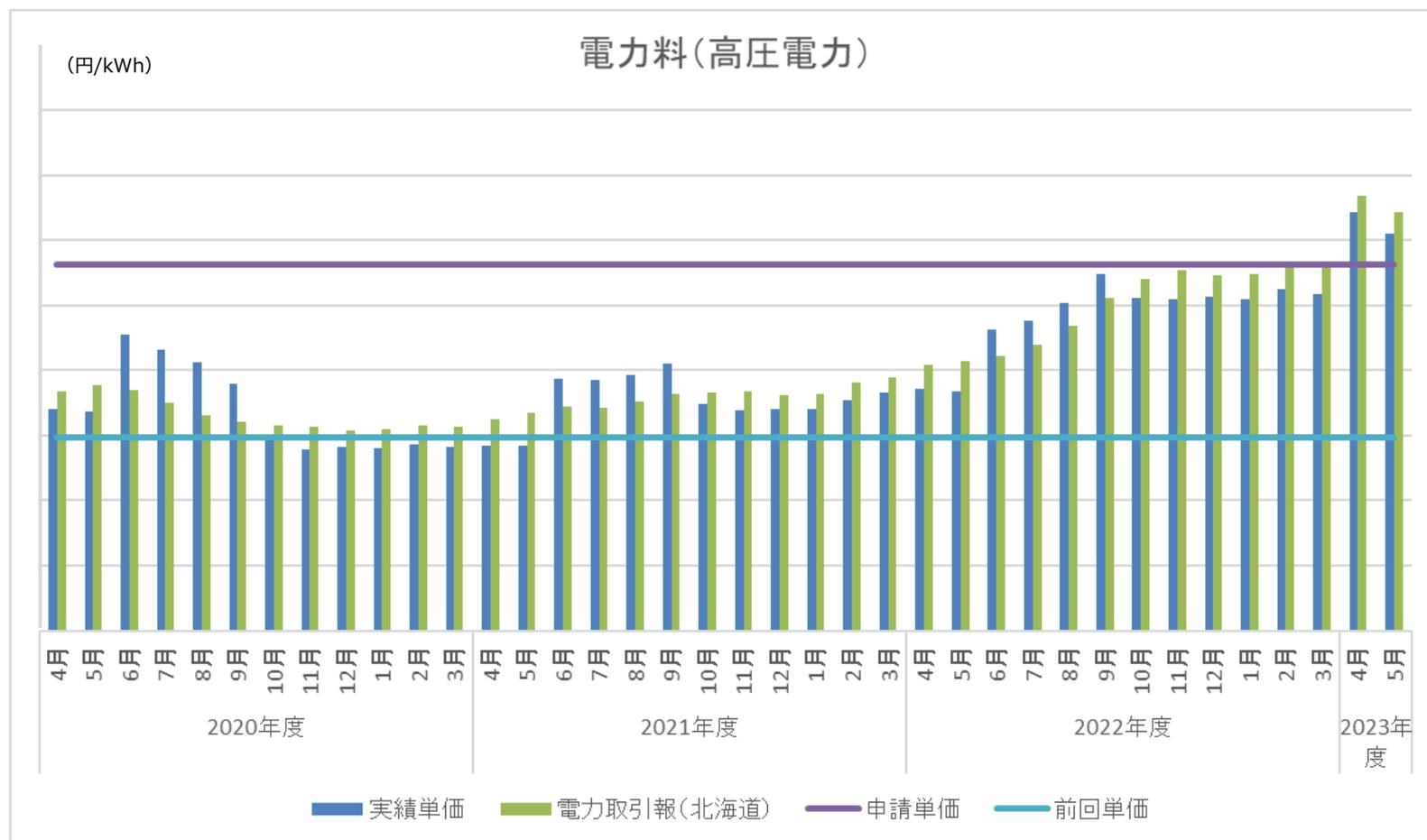
- ガス取引報のデータを用いて分析したところ、燃料費は、北海道地域のガス小売事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。
- 電力取引報のデータを用いて分析したところ、電力料は、北海道地域の小売電気事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。

【参考】燃料費の料金水準の比較



出典：事業者からの聞き取り及びガス取引報により、事務局で作成。
 ※単価には、消費税及び政府補助金を含まない。

【参考】電力料の料金水準の比較



出典：事業者からの聞き取り及び電力取引報により、事務局で作成。
 ※単価には、消費税、再生可能エネルギー発電促進賦課金、政府補助金を含まない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費**
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

修繕費の概要

- 修繕費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 修繕費については、**直近実績値と同額**を料金原価に算入している。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
修繕費	2,348	16,876	2,523	5,017	5,017	213.7%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間は2013年12月～2014年11月。

※「申請原価」：原価算定期間（2023～27年度）の5ヶ年平均値。

関係法令における規定（修繕費）①

- 修繕費については、料金算定要領において、製造・供給・業務設備の経常修繕費の適正な見積額を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①・② 略

③ 修繕費

修繕費は、原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費（熱供給事業の実施に伴い経常的に必要となる修繕費をいう。以下同じ。）の適正な見積額を合計した額とする。ただし、指定旧供給区域熱供給規程料金を変更する場合にあっては、次のA. 及びB. の区分に定める方法により算定した額の合計額を修繕費とすることができる。

A. 基準修繕費（計量器に係る修繕費を除く。）

事業年度ごとに製造設備、供給設備及び業務設備別に次の式により算定した額を基礎とした適正な額とする。

$$\text{原価算定期間の期首の帳簿原価} \times \frac{\text{原価算定期間の開始の直前2年間の経常修繕費の合計額}}{\text{原価算定期間の開始の直前2年間の各事業年度の期首の帳簿原価の合計額}}$$

なお、帳簿原価及び経常修繕費は、土地及び計量器に係るものを除いたものであって、工事費負担金等圧縮前のものとする。

B. 計量器修繕費

原価算定期間中に取替え、又は修繕する予定の計量器の数量に、それぞれ時価を基礎として適正に算定した計量器1個当たりの取替え又は修繕に要する費用を乗じて算定した額とする。

④～⑥ 略

関係法令における規定（修繕費）②

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等**につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬（略）

(3) 控除項目（略）

修繕費（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費の見積額は適正か。

【審査の結果】

- 修繕費については、電気の規制料金の審査における修繕比率の算定期間（5年）や、今回の料金改定申請の原価算定期間（5年）を踏まえ、直近5年間の実績に基づいて算定した水準（修繕比率などを基に算定）と比較したところ、当該水準を下回っていることから、適正な水準である。
 - 申請原価：5,017千円（5か年平均）
 - 実績水準：8,020千円（5か年平均）

【参考】直近5年間の実績に基づいて算定した水準（帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率等）

項 目	過去5か年（平均）			原価算定期間（平均）	
	期首帳簿原価 ①	修繕費 ②	修繕比率 ③=②/①	帳簿原価 ④	修繕費 ④×③
製造設備	809,211千円	4,067千円	0.503%	829,245千円	4,171千円
供給設備	824,197千円	2,662千円	0.323%	990,815千円	3,200千円
業務設備	80,879千円	794千円	0.982%	66,060千円	649千円
合計	-	-	-	-	8,020千円

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）**
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

設備投資の概要

- 設備投資の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 製造設備については、機械装置（中央監視装置等）の**更新**が計画されている。
- 供給設備については、導管及び給湯メーターの取替が計画されている。
- 業務設備については、建物の補修（社屋屋上の防水工事等）が計画されている。

（単位：千円）

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
製造設備	8,340	5,998	2,316	2,283	11,784	1,879	9,200	110.3%
供給設備	3,850	39,672	27,822	10,970	9,214	54,432	29,020	753.8%
業務設備	5,710	—	—	10,417	370	43,595	1,800	31.5%
合計	17,900	45,670	30,138	23,670	21,368	99,906	40,020	223.6%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間は2013年12月～2014年11月。

※「申請原価」：原価算定期間（2023～27年度）の5ヶ年平均値。

減価償却費の概要

- 減価償却費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 減価償却費については、熱供給事業固定資産の取得価額に対して、**定率法及び定額法により算定**されている。
- なお、申請事業者が採用している固定資産の減価償却の方法は、以下のとおり。
 - － 有形固定資産：定率法（但し、一部の建物及び建物附属設備については定額法）
 - － 無形固定資産：定額法

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
製造設備	15,975	13,975	13,171	12,482	12,366	12,423	10,276	64.3%
供給設備	7,976	15,735	16,175	18,277	18,895	20,674	27,064	339.3%
業務設備	1,828	4,245	3,699	5,991	6,225	3,816	7,124	389.7%
合計	25,779	33,955	33,045	36,750	37,486	36,913	44,464	172.5%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間は2013年12月～2014年11月。

※「申請原価」：原価算定期間（2023～27年度）の5ヶ年平均値。

関係法令における規定（減価償却費）

- 減価償却費については、料金算定要領において、熱供給事業固定資産の取得価額等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①～③ 略

④ 減価償却費

減価償却費は、原価算定期間中に減価償却を行うべき熱供給事業固定資産（当該原価算定期間中に取得する予定のものを含む。）の取得価額（帳簿原価から工事費負担金等を除いたものをいう。以下同じ。）に対し、定額法（事業者がそのよるべき償却方法として定率法を採用している場合にあつては、定率法によることができるものとする。）により原価算定期間中の各月の損金経理すべき額として算定した額とする。

この場合において、耐用年数及び残存価額の算定は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他の関係法令の定めるところによるものとする。

⑤・⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬（略）

(3) 控除項目（略）

設備投資（減価償却費）（審査における論点・審査の結果①）

【審査における論点】

- 設備投資について、原価算定期間に織り込んだ設備投資の対象は、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備であるか。また、設備投資の実施時期は適正か。
- 減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているか。

【審査の結果】

- 原価算定期間に予定されている製造設備、供給設備及び業務設備について、現物を見るのが困難なもの（例：導管やメーターなど件数が多いもの）を除き、主なものについて現地確認を行った結果、取替工事の必要性について疑義を抱くものは無かった。
- 導管について、熱供給区域図上で、過去の導管工事履歴や供給導管修理計画を参照し、必要な工事費の見積が、過去の類似工事の費用実績に基づき合理的に算定されていることを確認した。

（続く）

設備投資（減価償却費）（審査における論点・審査の結果②）

（続き）

- 給湯メーターについて、定期交換周期表を入手し、原価算定期間に法定の定期交換時期（8年）を迎えるメーターの交換に係る費用が設備投資に計上されていることを確認した。
- 原価算入されている社屋の屋上の防水工事について、現地確認を行った結果、経年劣化のため複数の箇所では応急処置がされているなど、設備投資の実施時期としては、適正であることを確認した。
- 減価償却費について、上記の設備投資に関する確認の結果、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみ織り込まれていることを確認した。また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者がこれまで同種の設備に採用してきたものと概ね同様であり、定率法及び定額法により適正に算定されていることを確認した。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費**
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

その他経費（消耗品費、委託作業費、雑費等）の概要①

- その他経費（消耗品費や委託作業費などの費目をまとめた総称）の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。

（単位：千円）

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
水道料	303	334	331	576	371	122.4%
消耗品費	2,461	8,099	3,217	2,966	2,609	106.0%
賃借料	16,808	7,185	4,969	3,227	2,361	14.0%
委託作業費	3,309	5,143	5,121	5,100	8,066	243.8%
租税課金	5,736	7,808	7,362	5,804	6,918	120.6%
貸倒償却費	580	101	624	488	488	84.1%
雑費	10,469	15,782	12,608	13,939	14,556	139.0%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間は2013年12月～2014年11月。

※「申請原価」：原価算定期間（2023～27年度）の5ヶ年平均値。

その他経費（消耗品費、委託作業費、雑費等）の概要②

- その他経費に該当する費目とその概要は以下のとおり。
- 水道料については、苫小牧市の水道料金単価を基に算定されている。
- 消耗品費・賃借料・委託作業費・租税課金・貸倒償却費・雑費については、直近実績等を基に算定されている。

費目名	説明
水道料	供給温水の減少時の補給のための使用料。
消耗品費	部材関係、器具工具、配管用薬品、計装機器消耗品、安全保護具等。
賃借料	事務機器（監視装置、通信機器等）、行政財産使用料、土地貸付料。
委託作業費	給湯検針、請求書配付、設備の保守・点検を他に委託する費用。
租税課金	固定資産税、事業税、住民税、汚染負荷量賦課金等。
貸倒償却費	温熱・給湯料で回収できない費用。
雑費	料金手数料、図書事務費、旅費、通信運搬費、保険料等。

関係法令における規定（その他経費）

- その他経費については、料金算定要領において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①～⑤ 略

⑥ その他の諸費用（上記①から⑤まで以外の営業費をいう。以下同じ。）

その他の諸費用は、原価算定期間の開始の直前における実績及び原価算定期間中の需要想定等を勘案した適正な見積額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬（略）

(3) 控除項目（略）

その他経費（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれているか。
- 熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）が織り込まれていないか。

【審査の結果】

- 熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれていることを確認した。
- 熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、町内会への寄付金等）が織り込まれていないことを確認した。
- なお、委託作業費・雑費については、現行原価と比較して大きく増加しているが、その理由を確認したところ、請求書郵送料（委託作業費）の新規計上や、手数料・保険料（雑費）の増加に伴うものとのことであり、妥当である。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬**
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

事業報酬の概要

- 事業報酬については、「レートベースに事業報酬率を乗じて算定した額」又は「借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額」により算定される。
- 今回申請では、事業報酬に関し、「レートベースにガス事業における事業報酬率を乗じて算定した額」が用いられている。
- 事業報酬の概要は以下のとおり。

(単位：千円)

		原価算定期間					
		2023.10~	2024.10~	2025.10~	2026.10~	2027.10~	平均
レートベース	固定資産投資額	322,590	310,861	309,309	326,883	314,862	316,901
	建設中の試算	-	-	-	-	-	-
	繰延資産	239	106	20	-	-	73
	運転資本	92,035	91,835	89,380	86,931	86,945	89,425
	合計	414,864	402,802	398,709	413,814	401,807	406,399
事業報酬率		3.02%	3.02%	3.02%	3.02%	3.02%	-
事業報酬		12,529	12,165	12,041	12,497	12,135	12,273

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

関係法令における規定（事業報酬）①

- 事業報酬については、料金算定要領において、算定方法が示されている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 略
- (2) 事業者は、営業費以外の費用として、原価算定期間における営業外費用、事業報酬、法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）の額を、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める方法により算定するものとする。

① 略

② 事業報酬

事業報酬は、次のいずれかとする。

A. レートベース（次のアからエまでの額の合計額をいう。）に事業報酬率（事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全な熱供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定することができる十分な率として、事業者の財務の状況及び熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とする。）を乗じて算定した額

ア. 固定資産帳簿価額

固定資産帳簿価額は、原価算定期間期首の固定資産帳簿価額と期末の固定資産予想帳簿価額（原価算定期間期首の固定資産帳簿価額に原価算定期間中に新たに取得する予定の固定資産の取得価額の想定値を加算した額から、それぞれ上記（1）④に定める方法により算定した減価償却費の額を控除した額をいう。）を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）とする。

イ. 建設中の資産

原価算定期間中の建設仮勘定の各月の残高を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額とする。

ウ. 繰延資産

原価算定期間中の繰延資産の平均残高とし、社債発行差金を除くものとする。

関係法令における規定（事業報酬）②

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

I. 運転資本

運転資本は、次の a 及び b に定める方法により算定した額の合計額とする。

a. 原価算定期間中の営業費から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損及び退職給付引当金等引当金純増額等を除いた額の 1. 5 月分

b. 原価算定期間中の燃料及びその他貯蔵品の使用量の 1. 5 月分に適正な単価を乗じて算定した額

B. 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

③ 略

(3) 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等（略）

(2) 事業報酬

事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

① レートベース

算定要領第 2 章 2. (2) ② A. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

② 事業報酬率

算定要領第 2 章 2. (2) ② A. に定める方法に基づき、事業者が、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

③ 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

(3) 控除項目（略）

事業報酬率の算定方法

- 事業報酬率については、料金算定要領において、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とされているところ、今回申請においては、ガス事業における事業報酬率（3.02%）を用いて算定されている。

【参考】旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（案※）

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	平成27年度～令和3年度 平均
全産業自己資本利益率	9.24	9.78	10.75	10.38	9.20	7.55	10.83	
公社債利回り実績値	0.36	0.03	0.13	0.13	-0.01	0.05	0.07	
自己資本報酬率適用率 (β値：0.7)	6.58	6.86	7.56	7.31	6.44	5.30	7.60	6.81 (A)

(事業者の経営状況を反映するための年限 7年)

②他人資本報酬率

(参考) 事業報酬率 ((A) × 35% + (B) × 65%)

平均実績有利子負債利率 (B)	0.87
平均実績有利子負債利率 (B) (格付格差 (0.11%) 補正後)	0.98

需要家数30万戸以上の事業者	2.95
需要家数30万戸未満の事業者	3.02

※告示（案）：2023年6月30日に意見募集公示、同年7月31日受付締切、同年8月9日結果の公示、同年8月31日命令等の公布日。

事業報酬（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- レートベースについては、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているか。
- 事業報酬率については、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか。

【審査の結果】

- レートベースについて、設備投資に関する確認の結果も踏まえ、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれていることを確認した。
- 事業報酬率について、前述のとおり、ガス事業における値（経済産業大臣告示）を用いており、適正に算定されている。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等**
- 6-11. 料金設定等

法人税等の概要

- 法人税等の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 法人税等については、事業報酬に基づき、実効税率を用いて算定されている。

【算定方法】

$$\text{法人税等} = \{ \text{事業報酬} \div (1 - \text{実効税率}) \} \times \text{実効税率}$$

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
法人税等	6,417	3,834	3,770	4,763	5,416	84.4%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間は2013年12月～2014年11月。

※「申請原価」：原価算定期間（2023～27年度）の5ヶ年平均値。

【参考】法人税等の算定方法

(単位：千円)

	原価算定期間					
	2023.10~	2024.10~	2025.10~	2026.10~	2027.10~	平均
事業報酬 (A)	12,529	12,165	12,041	12,497	12,135	-
実効税率 (B)	30.62%					-
(C) = (A) ÷ (1 - (B))	18,058	17,533	17,355	18,012	17,490	-
法人税等 (C) × (B)	5,529	5,368	5,314	5,515	5,355	5,416

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

関係法令における規定（法人税等）

- 法人税等については、料金算定要領において、関係法令の定めるところにより算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）

法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）は、法人税法、地方税法その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬（略）

(3) 控除項目（略）

法人税等（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 法人税等の算定は適正に行われているか。

【審査の結果】

- 法人税等について、事業報酬額を基に算定しているが、当該事業報酬額に他人資本報酬額が含まれているところ、他人資本報酬額は借入金に対する支払利息に相当するものであることから、**法人税等の算定の基礎から、他人資本報酬額分を減額**する。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等**

料金設定（レートメイク）の概要

- 現行料金と改定料金の比較は以下のとおり。

(単位：円（税込）)

契約種別		金額		差引 (A) - (B)	増減 (A/B)	
		改定料金 (A)	現行料金 (B)			
住宅用 温熱	定額制暖房料金 (円/m ² 、暖房期間※)		3,302.0	2,288.0	1,014.0	144.3%
	従量制給湯料金	最低料金 (1.7m ³ まで)	3,802.0	2,888.0	914	131.6%
		従量料金 (円/0.1m ³)	223.7	169.9	53.8	131.7%
業務用 温熱	従量制温熱料金	基本料金 (MJ/h)	356.2	272.4	83.8	130.8%
		従量料金 (円/MJ)	3.32	2.28	1.04	145.6%
	従量制給湯料金	基本料金 (MJ/h)	-	2,888	▲2,888	-
		従量料金 (円/MJ)	-	169.9	▲169.9	-
凍結防止等料金 (円/月)		-	14,272	▲14,272	-	

出典：認可申請書に基づき、事務局で作成。

※ 暖房期間：10月16日～5月31日

【参考】主な料金制の種類

契約種別		概要	料金イメージ
住宅用温熱	定額制暖房料金	<ul style="list-style-type: none"> 暖房期間の毎月の料金額は床面積により決定し、使用量 (MJ) によらず一定。 棟全体を温める構造であり、各住戸で均等に負担するため、集合住宅の需要家に適用。 	
	従量制給湯料金	<ul style="list-style-type: none"> 給湯使用量 (m³) に給湯料金単価を乗じて料金額を決定。 給湯使用量が 0 m³ の場合、料金も 0 円となり、供給コストを賄うことが出来ないため、給湯使用量が一定以下の場合に支払う最低額を決定。 	
業務用温熱	従量制温熱料金	<ul style="list-style-type: none"> 契約熱量 (MJ/h) に対応する基本料金と、使用熱量 (MJ) に対応する熱量料金を組み合わせて、料金額を決定。 	

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

1か月当たりの熱料金の変動額の試算（再掲）

- 今回申請の内容に基づいて、標準的な家庭（住宅用）における熱料金の月額を試算した結果は以下のとおり。

需要種別	用途	モデル	現行料金 (税抜き)	値上げ後の料金 (税抜き)	値上げ幅 (値上げ率)
住宅用	需要家平均 暖房・給湯	<ul style="list-style-type: none"> 暖房延べ床面積：52.4㎡ 給湯使用量：2.7㎡/月 	21,305円	29,843円	+8,538円 (+40%)
	暖房・給湯 (給湯最低使用量1.7㎡)	<ul style="list-style-type: none"> 暖房延べ床面積：52.4㎡ 給湯使用量：1.7㎡/月 	19,333円	27,334円	+8,001円 (+41%)
	暖房のみ	<ul style="list-style-type: none"> 暖房延べ床面積：47.6㎡ 	14,521円	20,957円	+6,436円 (+44%)

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※給湯料金には水道預り金が含まれる。

※暖房期間は、10月16日～5月31日まで。上記は、暖房期間中の1か月当たりの料金。

※10月の暖房料金は半額。

関係法令における規定（料金設定等）

- 料金設定等については、料金算定要領及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

第3章 料金の算定

2. 料金の決定等

- (1) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、1. に定めるところにより配分された**需要種別原価と、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く。）とが一致するよう設定**するものとする。
- (2) 事業者は、新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を様式第4第2表に整理するものとする。
- (3) 事業者は、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入を様式第4第3表に整理するものとする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

3. 料金の決定に関する審査

(1) 料金表に関する審査

料金表は、算定要領第3章2. に基づき適切に設定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(2) 収支相償に関する審査

指定旧供給区域熱供給規程料金は、原価算定期間中の需要想定値により算定される指定旧供給区域熱供給規程の料金収入額が、総括原価と一致するように料金表を設定しているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(3) 「料金の額の算出方法」に関する審査

改正法附則第52条第2項第2号に定める「**料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること**」については、**あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査**するものとする。

(4) 「不当な差別的取扱い」に関する審査

改正法附則第52条第2項第4号に定める「**特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと**」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて**一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査**するものとする。

料金設定等（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 「需要種別原価」と「需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く）」が一致するよう設定されているか。
- 基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか。また、全ての需要家に対して平等であるか。

【審査の結果】

- 「需要種別原価」と「需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く）」が一致するよう設定されていることを確認した。ただし、本申請の添付資料中、様式第4第2表（その1）の「収入額比較（千円）」に記載誤りがあったため、これを修正することとする。
- 今回の料金改定申請の主たる要因が、燃料費の高騰であることを踏まえて、業務用温熱料金の基本料金は据え置くことが適切である。
- 基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であり、また、全ての需要家に対して平等であることを確認した。
- 業務用給湯料金及び凍結防止等料金については、前回の料金改定（2013年）以降、契約実績が無く、今回廃止となっているが、需要が見込まれないことから、廃止することは妥当である。

供給条件の変更（料金設定以外の変更）

- 今回の指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請において、料金設定以外の供給条件も変更が行われている。
- 主な供給条件の変更内容は以下のとおりであり、条件を満たした全ての需要家に対して平等に適用されるものである。
 - 休止及び再使用に関する事項
 - 供給の停止及びその解除に関する事項
 - 料金の支払義務に関する事項
 - 料金の前納に関する事項

【参考】指定旧供給区域熱供給規程新旧対照表（抜粋）

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程												
<p>1 3. お客様の休止および再使用 お客様が連続して30日以上熱の使用を休止しようとする場合は、事前に当社へ連絡いただき、所定の手続きの上、暖房・給湯元栓閉栓等の閉栓措置を行った日をもって原則休止となります。 また、休止中のお客様が再使用する場合は、事前に当社へ連絡いただき、所定の手続きの上、暖房・給湯元栓開栓等の開栓措置をもって原則再使用開始（休止解除）となります。</p>	<p>1 3. お客様の休止および再使用 お客様が連続して30日以上熱の使用を休止しようとする場合および休止中のお客様が再使用しようとする場合は、所定の手続きにより事前に当社に連絡していただきます。当社は、お客様が定めた休止期日後にこの申し込みを受けた場合は、受けた日をもって休止の期日とします。 この場合、当社は受入施設に休止または再使用に必要な措置をします。</p>												
<p>1 8. 供給の停止およびその解除 (1) 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。 ① 料金が35.-(1)の規定による料金支払義務発生の日の翌月1日から起算して50日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合 ②～⑥ 略</p>	<p>1 8. 供給の停止およびその解除 (1) 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。 ① 料金が35.-(1)の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して50日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合 ②～⑥ 略</p>												
<p>3 5. 料金の支払義務 (1) お客様の料金の支払義務は、定額制暖房料金の場合は当月末日、それ以外の従量制料金の場合は検針日に発生します。 (2) お客様の支払う料金は、31.の規定により算定した金額とします。 (3) お客様は、毎月分の料金を35.-(1)の規定による支払義務発生の日の翌月末日まで（以下「支払期限」といいます。）に、当社の指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。</p>	<p>3 5. 料金の支払義務 (1) お客様の料金の支払義務は、定額制暖房料金の場合は当月末日、それ以外の従量制料金の場合は検針日に発生します。 (2) お客様の支払う料金は、31.の規定により算定した金額とします。 (3) お客様は、毎月分の料金を35.-(1)の規定による支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「支払期間」といいます。）に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。</p>												
<p>(削除)</p>	<p>3 9. 料金の前納 定額制暖房料金につき前納される場合は、所定の割引きをいたします。割引率に関しては、下記のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="1079 1143 1991 1300"> <thead> <tr> <th>前納月数（か月）</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引率（％）</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	前納月数（か月）	4	5	6	7	8以上	割引率（％）	1	2	3		
前納月数（か月）	4	5	6	7	8以上								
割引率（％）	1	2	3										

【参考】改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえた確認結果

- 今回の料金改定申請について、改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえて確認した結果は、以下のとおり。

改正法附則第52条第2項及び料金審査要領	確認結果
<p>[附則]第2号案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。 <p>[料金審査要領]第1章3. 「料金の額の算出方法」に関する審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正法附則第52条第2項第2号に定める「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅用温熱料金は、暖房床面積1㎡当たりの単価、基本料金（定額）、従量料金が定率をもって定められている。また、あらかじめ明確に定められている単価や計算式をもって定められていることから、使用量に応じた料金が計算可能である。
<p>[附則]第3号案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自社及び需要家の責任に関する事項※並びに熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められている。 ※責任に関する事項とは、みなし熱供給事業者の供給責任、損害賠償の免責事由等に関すること。
<p>[附則]第4号案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 <p>[料金審査要領]第2章3. 「不当な差別的取扱い」に関する審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正法附則第52条第2項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 料金算定要領に則って、熱の使用形態、熱の使用期間等による差異を勘案して契約種別ごとの料金が設定されている。また、今回の値上げ申請等による変動分は、基本的に、燃料費の高騰による変動分を使用量に応じて一律に従量料金相当部分に上乗せしていることから、契約種別ごとの料金率の設定が不平等であるとまでは言えない。 ➤ 料金以外の供給条件等の変更内容も、条件を満たした全ての需要家に対して平等に適用されるものであり、不平等であるとまでは言えない。